

川崎市「二十歳（はたち）を祝うつどい」企画実施委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 川崎市「二十歳（はたち）を祝うつどい」（以下、「本行事」という。）の開催にあたり、参加者にとって親しみやすく有意義なものとするため、総合的な立場から企画立案をするとともに、本行事を実施することを目的として、川崎市青少年育成推進委員会（以下、「推進委員会」という。）設置要綱第9条の規定により、川崎市「二十歳（はたち）を祝うつどい」企画実施委員会を設置する。

（事業）

第2条 委員会は、行事に係わる次の事項を行う。

- (1) 本行事の総合的な企画立案及び実施に関すること。
- (2) 本行事における式典及びアトラクションの実施に関すること。
- (3) 本行事の開催に係る協力体制及びその手配に関すること。
- (4) 本行事に係る広報及び案内に関すること。
- (5) 本行事を開催する年度内に20歳に達する者（以下、「本行事対象者」という。）に対する行政啓発活動に関すること。
- (6) その他、本行事の開催に必要な事項

（事業実施方法）

第3条 本行事は、川崎市、川崎市教育委員会並びに川崎市選挙管理委員会の主催による公式行事であることから、企画や構成内容及び具体的な実施に係る諸問題等については行政機関等と十分協議の上、相互に連携をもって実施するものとする。

（組織）

第4条

- 1 委員会は、別表に定める者をもって組織する。
- 2 委員会には、委員長1名、副委員長1名を置く。
- 3 委員長は、川崎市青少年育成推進委員会委員とする。
- 4 副委員長の選出は、委員の互選とする。

（委員長等の職務内容）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席及び部会等の設置）

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

- 2 委員会は、本行事の具体的な推進を図るため、必要に応じて部会等を設置することができる。
- 3 委員会は、本行事に対し青少年層から意見や要望等を聞くとともに、本行事を身近

で親しみのある行事とするため、青少年層による「二十歳（はたち）を祝うつどい」サポーターグループを設置することができる。

（経費）

第8条 第2条の事業にかかる経費は、推進委員会と市の契約に基づく委託料及び推進委員会のその他の収入をもって充てる。

（事務局）

第9条 委員会には事務局を設置し、事務局は、川崎市こども未来局青少年支援室に置く。

（任期）

第10条 委員の任期は、第1回委員会の開催日から当該年度の3月31日までとする。

（その他の事項）

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月5日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月14日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

構成区分	委員
青少年関係団体	川崎市青少年育成推進委員会(1)
本行事対象者等	本行事対象者(4) 「二十歳（はたち）を祝うつどい」サポーターグループ(3) 川崎市青少年の家ユースワーカーズ倶楽部(1) 川崎市外国人市民代表者会議(1)
会場関係	川崎市とどろきアリーナ支配人(1)
行政	川崎市こども未来局青少年支援室長(1) 川崎市教育委員会事務局生涯学習部長(1) 川崎市選挙管理委員会事務局選挙部長(1)